

# 斜網地区廃棄物処理組合物品の調達等の資格審査及び指名に関する要綱

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この要綱は、斜網地区廃棄物処理組合（以下、「組合」という。）において発注を行う物品の製造、買入れ、借入れ、売払い及び清掃、保守点検、警備等の委託業務（以下、「物品の調達等」という。）を請負うことを希望する者（以下、「請負事業者」という。）の資格審査、指名等について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 資格審査会

### (資格審査会の設置)

第2条 管理者は、斜網地区廃棄物処理組合物品等競争入札参加資格事務処理要綱第4条の規定に基づき申請した者（以下、「申請者」という。）の適格性の判定を行うため、物品の調達等請負事業者資格審査会（以下、「資格審査会」という。）を置く。

### (資格審査会の職務)

第3条 資格審査会は、申請者について斜網地区廃棄物処理組合物品等競争入札参加資格事務処理要綱第3条第2項の規定に基づいて、その適格性の有無の審査を行うものとする。

### (資格審査会の組織)

第4条 資格審査会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長は、事務局長をもって充てる。

3 委員は、組合構成市町より選出の廃棄物処理を担当する者及び必要に応じて委員長が指定する職にある者をもって充てる。

### (委員長の職務等)

第5条 委員長は、資格審査会の会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長が指名する者がこの職務を代理する。

### (資格審査会の会議)

第6条 資格審査会の会議は、毎年3月に開くものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

- 2 資格審査会の会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、委員長が特に急を要すると認める場合は、書面審査で資格審査会の会議に代えることができる。
- 3 資格審査会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

### 第3章 指名に関する基準

#### (指名に関する基準)

第7条 請負事業者を指名するときは、有資格者の中から次に掲げる要件を満たしている者を指名する。

- (1) 指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、契約の履行がなされないこととなるおそれがない者であること。
- (2) 契約の性質又は目的により当該契約の履行について法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするときは当該許可、認可、登録等を受けている者であること。
- (3) 契約の性質又は目的により当該契約の履行について特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該特殊な技術、機械器具又は設備を保有する者であること。
- (4) 契約の性質又は目的により履行期限、履行場所、アフターサービス等を勘案し一定地域内の者のみを対象として競争に付することが有利、適当であると認められるものにあつては、当該一定区域内に営業所等を有する者であること。
- (5) 指名しようとする時点において、現に履行中の契約と当該契約とを総合して経営規模に余裕があると認められる者であること。

2 請負事業者を指名するときは、適当な競争性の確保並びに契約の適正な履行の確保を図るよう、次の方針により指名するものとする。

- (1) 契約の性質、内容が網走市、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、大空町（以下、「管内」という。）いずれかの自治体の事業者で履行の確保を図ることが可能であると認められる場合で、かつ、管内に適当な事業者が相当数ある場合は、管内に本店、本社又は主たる営業所を有する者から指名する。
- (2) 管内事業者で契約の履行の確保が困難である場合は、管内事業者以外を指名することができる。

### 第4章 指名委員会

#### (指名委員会の設置)

第8条 請負事業者の指名の適正を確保するため、指名選考委員会（以下、「指名委員会」という。）を置く。

#### (指名委員会の職務)

第9条 指名委員会は、物品の調達等の発注を行う都度、入札参加者又は見積参加者を指名するものとする。

2 予定価格が30万円以下の場合、指名委員会の指名を必要としない。

(指名委員会の組織)

第10条 指名委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。ただし、委員の総数は委員長を含め3名以上とする。

2 委員長は、事務局長をもって充てる。

3 委員は、当該発注を担当する課長（課長相当職）及び委員長が特に必要と認める関係職員をもって充てる。

(委員長の職務等)

第11条 委員長は、指名委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長が指名する者がこの職務を代理する。

(指名委員会の会議)

第12条 指名委員会の会議は、物品の調達等の発注の都度、開催する。

2 指名委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 指名委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(随意契約の相手方の選定)

第13条 随意契約の相手方の選定に当たっては、第7条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、随意契約の方法により次に掲げる契約を締結する場合は、競争入札参加資格者名簿によらないで契約の相手方を選定することができる。

(1) 官報、法令集、新聞その他の定期刊行物の買入れ

(2) 国若しくは公社、公団、公庫等の政府機関又は地方公共団体との契約

(3) 市内の公共的団体等との契約

(4) 電気、ガス（プロパンガス及び高圧ガスを除く。）、水の供給若しくは電気通信役務の提供又は不動産を借りる契約

(5) 代替性のない物品の買入れ

(6) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき

(7) 一個人又は一法人において専有する専有物品の買入れ

(8) 特許、実用新案等に係る物品で、これらの技術によらなければ製造することができないもので、他に販売権を有する業者のないときの買入れ又は製造の請負

(9) 非常災害時における救助物品又は施設等の保守若しくは保安のため急施を要する物の売買契約

(10) ラジオ、テレビ等の放送又は放映契約

(11) 学術又は技芸の保護、奨励、調査又は研究のための契約

## 第5章 補 則

(秘密の保持)

第14条 資格審査会及び指名委員会の委員長及び委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(庶務)

第15条 資格審査会の庶務は、総務課総務係において処理するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和8年5月1日から適用する。